

介護老人保健施設じゅんぷう
入所サービスのご案内と重要事項説明書
(2024年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人堀川健康会 介護老人保健施設じゅんぷう
- ・開設年月日 平成17年6月1日
- ・所在地 京都市下京区西堀川通松原下ル橋橋町1
- ・電話番号 075(813)2323 ・ファックス番号 075(812)0550
- ・管理者名 吉田 巖
- ・介護保険指定事業所番号(第2650480037号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や介護予防短期入所療養介護・通所リハビリテーションや介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

— 運営方針 —

- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごせることができるようサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法及び同法に基づく厚生労働省のガイダンス

に則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその身元引受人の了承を得ることとします。

- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 9 当施設は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 条)」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚労省令第 40 号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 施設の職員体制

職 種	員数	業務内容
・医 師	1	利用者に対する日常的な医学的対応
・看護職員	17	医師の指示に基づく医療行為、利用者の日常的な看護を行う
・介護職員	30	利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う
・薬剤師	2	医師の指示に基づき調剤、薬剤管理、服薬指導などを行う
・支援相談員	2	利用者、家族の相談に対し適切な対応を行う。ボランティア指導など。
・理学療法士	2	リハビリテーションプログラムの作成と機能訓練の実施
・作業療法士	4	リハビリテーションプログラムの作成と機能訓練の実施
・言語聴覚士	1	リハビリテーションプログラムの作成と機能訓練の実施
・管理栄養士	1	献立の作成、栄養指導、嗜好調査などの食事管理
・介護支援専門員	2	施設サービス計画の立案、見直しなど。
・事務職員	3	庶務、会計など。

※夜間の勤務体制については看護職 1 名、介護職 3 名です。

(4) 入所定員等 ・定員 98 名(短期入所療養介護含む)

・療養室 個室 13 室、3 人室 3 室、4 人室 19 室

2. サービス内容

当施設は利用者個人の生活リズムを大切にしていきます。

① 施設サービス計画の立案

② 食事

・栄養士又は管理栄養士が利用者個々の障害に合わせた食事形態を検討し、より豊かな食生活の確立を行います。

・利用者の自立支援を目指すため、食事は原則として食堂でおとりいただきます。

朝食 8 時 00 分～ 8 時 45 分

昼食 12 時 00 分～ 13 時 00 分

夕食 18 時 00 分～ 18 時 45 分

③ 入浴

・一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

※医師法第 17 条・歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法に基づき、利用者の状態が以下の 3 条件を満たしていることを医師・看護職員が確認している場合、介護職による医薬品の使用の介助を行いません。

(3 条件:①利用者が入院治療の必要が無く容態が安定していること。②副作用の危険性や投薬量の調整等のため医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が不要な場合。③内服薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用方法そのものについて、専門的な配慮が必要でないこと。)

<介護職員による医薬品の使用介助について>

- 1.皮膚への軟膏塗布
- 2.皮膚への湿布貼付
- 3.点眼薬の点眼
- 4.1 包化された内服薬の内服
- 5.肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧介助

⑤ 介護

- ・施設サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の介護・介助を行います。

⑥ リハビリテーション

- ・リハビリテーション実施計画に基づき利用者が日常生活を送るために必要な機能の回復や維持を図ります。

⑦ 相談援助サービス

- ・入退所時や入所中の利用者及びその家族に対する相談に応じます。

⑧ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。

また、ご利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を行います。

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 理容サービス

⑪ 行政手続代行

⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 社会医療法人堀川健康会 堀川病院
- ・住 所 京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町 865 番地

・協力歯科医療機関

- ・名 称 医療法人顕樹会 本田歯科クリニック
- ・住 所 京都市伏見区深草北新町 631 番地 1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は午前 10 時～午後 8 時までです。但し日曜日・年末年始は変更あります。

- ・外出・外泊される場合は事前に各サービスステーションまで申出て下さい。なお、施設外の医療機関での受診につきましては、注意事項をよくお聞き下さい。
- ・飲酒は当施設の医師の許可のもと特別な理由がある場合を除き禁酒とします。
- ・館内は全館禁煙となります。
- ・火気の取扱いは、揮発物・マッチ・ライター類の無断持ち込みは禁止します。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、日頃から身近においておられるものなど生活に必要な最少範囲のものについては持参していただいてもかまいませんが、紛失や破損の可能性もありますので、ご了承の上でご持参下さい。
- ・金銭・貴重品の紛失時の責任は負いかねます。
- ・宗教活動は禁止します。
- ・ペットの持ち込みはお断りします。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、自家用変電設備、屋内消火栓設備、連結送水管設備、非常警報装置、誘導灯設備、非常用放送設備、非常照明設備
- ・防災訓練 年2回以上
- ・業務継続計画の策定 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設入所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

6. 緊急時の対応

利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合は、利用者の担当医療機関又は当施設の協力医療機関での診察を依頼し、急変時は利用者又は身元引受人、身元引受人が指定する者に対して速やかに連絡します。

7. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、京都市、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

※施設医師の判断で、協力医療機関、他の専門的機関での診察を依頼し、身元引受人、利用者又は身元引受人が指定する者及び京都市・その他市町村の行政機関及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して速やかに連絡します。

8. 身体拘束等の廃止に向けての措置

原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。また、身体的拘束等の適正化を図るため、指針を整備し、施設職員に対する定期的な研修や委員会の開催(3月に1回以上)を実施しその内容を施設職員に周知徹底を図ります。

9. 虐待の防止のための措置

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに職員に対し研修を実施する等の必要な措置を行います。またサービス提供中に当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者・利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

10. ハラスメント防止のための措置

当施設は適切な施設入所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動が、業務上必要かつ相当な範囲を超えることにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針(別添)を定め対応します。

11. 感染症防止のための措置

当施設は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。また、感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、委員会の設置と研修、訓練の実施等の措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めます。

12. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

13. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話075-813-2323 内線102)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、事務所前に備えつけられた「ご意見箱」に苦情・要望等ご記入いただき、管理者宛に直接お申出することもできます。

14. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。